

親子で楽しむ"名作映画鑑賞会"

～それいけ！アンパンマン
ブルブルの宝探し大冒険！～

☑乳幼児と保護者 ☑10月14日(土)午前10時30分、午後1時、午後3時30分 ☑シーモールシアター(竹崎町四丁目) ▷上映時間=約62分 ☑各回160人 ※要整理券(上映当日午前9時30分から2階サンパティオにて配布)※詳細は下関商業開発(☎232-1118)へ
☑こども家庭課(☎231-1353)



ひとり親家庭の親の資格取得を支援します

ひとり親家庭の父、母で就職に有利な資格取得のために修業機関で修業する方が、生活状況・所得(児童扶養手当を受給できる程度の所得)・修業先など一定の条件を満たした場合、給付金が受けられる場合があります。子育てをしながらの就労や修業に不安を感じている方、一度相談に来ませんか。



☑市内在住の母子家庭の母か父子家庭の父で、看護師や介護福祉士など就職に有利な資格の取得を目指している方 ▽申請前に事前面談が必要(要予約)※受け付けは平日の午前9時～午後4時
☑こども家庭課(☎231-1358)

ふくふくこども館のイベント
おひさま農園・稲刈り体験
☑親子 ☑10月21日(土)午前11時～11時30分 ☑屋上で稲刈り体験をしてみよう！
☑ふくふくこども館(☎227-2581)

育児学級
●離乳食編 ☑生後4カ月～6カ月ごろの赤ちゃんと保護者 ☑所
①11月10日(金)☑新下関保健センター ②11月24日(金)☑彦島公民館 ▽各日午前10時～11時30分
☑各日20組 ☑料100円 ☑母子健康手帳 ☑電話で、①10月10日(火)から新下関保健センター(☎263-6222)、②10月24日(火)から彦島保健センター(☎266-0111)へ。
☑こども保健課(☎231-1447)

児童館のイベント
●ゆたか児童館(☎253-8281)
▽マジックショー☑
☑幼児と保護者など
☑10月18日(水)午前10時50分



●ひかり童夢(☎229-0980)
▽栄養士さんのお話☑乳幼児と保護者 ☑10月13日(金)午前11時
▽親子リトミック☑乳幼児と保護者 ☑10月27日(金)午前11時20分
●ひこまる(☎266-3321)
▽シャボン玉遊び☑乳幼児と保護者 ☑10月18日(水)午前11時
●宇賀児童館(☎776-0001)
▽親子体操&ふれあい遊び☑乳幼児と保護者 ☑10月11日(水)午前11時
▽ネイチャーゲーム☑乳幼児と保護者、小学生 ☑10月14日(土)午前10時30分 ▽わくわくスポーツランド☑乳幼児と保護者、小学生など ☑10月28日(土)午前10時30分

母親学級
☑妊娠中の方 ☑10月18日(水)午後1時30分～3時30分 ☑新下関保健センター ☑妊婦さんの食事、歯のはなし ☑栄養士、歯科衛生士 ☑30人(予約制) ☑母子健康手帳
☑こども保健課(☎231-1447)

ひとり親(母子・父子)家庭等医療費を助成します
☑ひとり親家庭の児童や母・父に要した医療費のうち、保険診療内の自己負担分 ▽市民税所得割非課税世帯☑18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者

育児・健康相談(10月)

☑下表の通り ☑相談担当者=保健師など ※育児相談は母子健康手帳を持参
☑育児相談=こども保健課(☎231-1447)、健康相談=成人保健課(☎231-1935)
[育…育児相談 健…健康相談 骨…骨量測定]

場 所	日 曜	内 容	
		10:00 12:00	13:30 15:30
唐戸保健センター	4 水	健・骨 9:30~15:30	
唐戸保健センター	6 金	育	
豊北保健センター	6 金	育	
豊田子育て支援センター	10 火	育	
六連島漁村センター	13 金	健	
新下関保健センター	16 月	育 10:00~11:30	
菊川保健センター	18 水	育	
山陽保健センター	27 金	育	
豊浦保健センター	27 金	育	

と児童 ☑児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯☑小学校卒業までの児童のみ ▽所得制限なし☑義務教育就学前児のみ ☑健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物、平成29年1月2日以降転入の方は、平成29年度所得課税証明書(転入家族全員分) ☑こども家庭課、各総合支所市民生活課、各支所へ。
☑こども家庭課(☎231-1928)

ひとり親(母子・父子)家庭相談窓口をご利用ください
突然配偶者を失った方、離婚などでひとり親家庭となった方、現在離婚を検討中の方、生活していく上で不安や悩みを一人で抱えていませんか。今後の生活や就職などについて専門の支援員が相談に応じ、就労支援、給付、貸し付け、専門機関への案内など、一人ひとりを支援します。※秘密厳守 ※

面接希望者は事前に電話予約を
※受け付けは平日の午前9時～午後4時
☑こども家庭課(☎231-1358)



重度後遺障害者介護料支給

☑自動車事故により脳、脊髄が胸部臓器を損傷し、常時・随時介護を必要とする重度の後遺障害者
☑介護料☑月額2万9290円
13万6880円の範囲で症状に応じて支給 ☑電話で、独立行政法人自動車事故対策機構山口支所(☎083-924-5419)へ。
☑障害者支援課(☎231-1917)

高齢者等住宅資金融資
☑市内に住所があり、金融機関の審査基準を満たす①か②に該当す

平成30年4月 保育園、認定こども園、幼稚園 園児募集

保育園、認定こども園 (保育園タイプ)

平成30年4月1日現在、市内に住民票があり、保護者が次のいずれかに該当し保育が必要な場合 ▶家庭外(内)で仕事をしている ▶出産前後のため保育ができない ▶保護者の長期疾病か障害 ▶同居親族の介護・看護や長期入院している親族の入院付き添い ▶火災・風水害・地震などの災害の復旧 ▶求職活動や起業準備 ▶学校や職業訓練校などの就学 ▶虐待やDVの恐れがあること ▶市長が認める前述に類する状態にある場合

子どものための教育・保育給付支給認定申請書、各種証明書など必要な書類、印鑑、申請者のマイナンバーを確認できるもの、身元の確認ができるもの(免許証など) 10月10日～11月10日 ▶追加募集=(1回目)11月13日～12月8日、(2回目)12月11日～平成30年1月31日 ※育児休業明け保育施設入所予約を含む ▶求職活動を理由とする方についても随時受け付けますが、選考は追加募集2回目の方と同時に行います。※入園を希望する保育園、こども園で申し込みを ※日曜日、祝日を除く ※中央こども園を希望する方は大坪保育園、千草保育園、高尾保育園のいずれかで申し込みを ※申込書は各施設、こども育成課、各総合支所市民生活課で配布

幼稚園、認定こども園 (幼稚園タイプ)



●私立幼稚園、認定こども園
締め切り日は、各園によって異なります。直接問い合わせを。

●市立幼稚園、認定こども園
申し込み時に簡単な面接を行います。子どもと一緒に入園希望の園に来てください。

▶5歳児=平成24年4月2日～25年4月1日生まれ ▶4歳児=平成25年4月2日～26年4月1日生まれ ▶3歳児=平成26年4月2日～27年4月1日生まれ

▶市立募集園=第一、豊浦、小月、江浦、清末、川中西、川中、豊東幼稚園、王喜、菊川、豊田下、西市、川棚、黒井、豊北、垢田、中央こども園 ※3歳児の募集は、小月、清末、川中、豊東幼稚園、王喜、菊川、豊田下、西市、川棚、黒井、豊北、垢田、中央こども園のみ

▶健康保険証か母子手帳、印鑑 10月24日～26日の午前9時～午後4時に、入園希望の園で申し込みを。※垢田こども園は垢田保育園、中央こども園はこども育成課へ申し込みを ※入園申込用紙は各園に用意

▶こども育成課 ☎231-1929

る方 ①60歳以上の方 ②障害者(身体障害者手帳1級～4級か療育手帳A)の方 ※①②の同居(予定も含む)の親族(満20歳以上)も可

※その他条件あり ④▽対象工事

▶高齢者や障害者に配慮した住宅の新築、専用居室や利用に適した浴室・トイレなどを増築・改築・改造する工事、玄関から道路までの通路などのバリアフリー化工事、

これらの工事に伴う用地取得 ※修繕目的の工事と融資予定通知前に着工した場合は対象外

▶融資額▶30万円～40万円 ▶融資利率▶年3.9%(うち保証料率2%)

▶年3.25%(うち保証料率1.35%) ※どちらも固定金利。取扱金融機関により異なる

▶融資期間▶10年以内 ▶返還方法▶元利均等月賦償還 ※連帯保証人が1人必

※予算が無くなり次第終了

▶住民票、所得証明書、土地・建物登記簿、工事見積書、図面など

▶直接、福祉政策課、各総合支所市民生活課へ必要書類の提出を

▶福祉政策課 ☎231-1723、各総合支所市民生活課

▶菊川 ☎287-4003

▶豊田 ☎766-2180

▶豊浦 ☎772-4023

▶豊北 ☎782-1922

▶豊浦 ☎772-4020

▶豊北 ☎782-1923

保険・年金



各総合支所市民生活課

▶菊川 ☎287-4003

▶豊田 ☎766-2180

▶豊浦 ☎772-4023

▶豊北 ☎782-1922

後期高齢者医療保険料の納付を口座振替にしませんか

口座振替の手続きをすれば、納め忘れの心配はなくなり、納付の煩わしさが解消されます。

▶保険料を金融機関の窓口で納付されている方 ▶被保険者証か保険料納入通知書、預貯金通帳、通帳印 ▶市内に本・支店がある金融機関か郵便局へ。

▶保険年金課 ☎231-1306、各総合支所市民生活課

国民健康保険の加入・脱退の届け出は14日以内に

●国保に加入するのはどんなとき?

▶他の市町村から下関市に転入したとき

▶会社の健康保険をやめたときか扶養を外れたとき

▶国保加入者に子どもが生まれたとき

▶届け出が遅れると医療費が全額自己負担となり、保険料をさかのぼって納めなくてはなりません



●国保を脱退するのはどんなとき?

▶下関市から他の市町村に転出したとき

▶会社の健康保険に加入したときか、扶養になったとき

▶国保加入者が死亡したとき

▶届け出が遅れると、脱退の手続きを行うまで保険料の請求が続きます。そのまま国保の保険証で病院にかかると、国保が負担した医療費を返していただくこととなります

▶国保年金課、各総合支所市民生活課、各支所へ。

▶国保年金課 ☎231-1930、各総合支所市民生活課

国民健康保険料は必ず納期限までに

皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。またお支払いの際には、納付書の納期限・期別をよく確かめて、間違いのないようにお願いします。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談してください。

▶国保年金課 ☎231-1689、各総合支所市民生活課



皆さんが病院などで診療を受けたときの医療費は、一人ひとりの保険料で支えられています。特別な事情なく保険料を滞納した場合、有効期限が通常より短い被保険者証(短期被保険者証)や、医療費が全額自己負担となる被保険者資格証明書の交付を行うことがあります。保険料は必ず納期限内に納めましょう。またお支払いの際には、納付書の納期限・期別をよく確かめて、間違いのないようにお願いします。納付が困難な場合は、早めに窓口へ相談してください。

▶国保年金課 ☎231-1689、各総合支所市民生活課